

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日	平成 29 年 6 月 5 日
会社名	五洋食品産業株式会社
会社名（英訳）	GOYO foods Industry Co., Ltd.
本店所在地	福岡県糸島市多久 819 番地 2
代表者役職氏名	代表取締役社長 舩田 圭良
問合せ先	管理部（092）332-9610（代表）
URL	http://www.goyofoods.co.jp/
証券コード	2230

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は次の通りです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。

そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

■ 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合	657,900	38.31
舩田 圭良	303,182	17.65
FP 成長支援 A 号投資事業有限責任組合	150,000	8.73
FP ステップアップ支援投資事業有限責任組合	143,032	8.32
エイチシー 5 号投資事業組合	44,000	2.56
舩田 タズ子	27,500	1.60
上木戸 一仁	24,951	1.45
藤永 晋也	22,151	1.28
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号	21,600	1.25
ニシヤ商事株式会社	20,000	1.16

支配株主（親会社を除く）の有無 なし

親会社の有無 なし

補足説明

- ・大株主の状況は、平成 28 年 11 月 30 日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- ・平成 29 年 5 月 29 日付で、下記のとおり NCB 九州活性化投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を行っております。これにより、発行済株式総数が 90,000 株増加しております。

割当先名称 NCB 九州活性化投資事業有限責任組合

所有株式数 90,000 株

所有割合 4.98%

■ 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 TOKYO PRO Market

決算期 5月

業種 食料品

直前事業年度末における（連結）従業員数 100人以上

直前事業年度における（連結）売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

(1) 組織形態 監査役設置会社

(2) 取締役関係

- ①定款上の取締役の員数 7名
- ②定款上の取締役の任期 2年
- ③取締役会の議長 社長
- ④取締役の人数 6名
- ⑤社外取締役の選任状況 選任している
 - イ. 社外取締役の人数 2名
 - ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係 (1)

氏名	属性	会社との関係 (※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前田 隆	他の会社の出身者								△			
佐野 睦典	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係（２）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 隆		—	同氏は経営コンサルティング、株式公開サポート業務を通じた上場制度に関する豊富な知識、経営コンサルティング関連会社の経営者として会社経営に関する幅広い経験及び見識を有しております。
佐野 睦典		同氏は当社の筆頭株主であるイノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるイノベーション・エンジン株式会社の代表取締役を兼務しております。	同氏はアナリスト、投資家として豊富な経験及び見識を有しております。

⑥ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

(3) 監査役関係

①監査役会の設置の有無 設置している

②定款上の監査役の数 4名

③監査役の数 3名

④監査役、会計監査人、内部監査室の連携状況

当社は、平成24年8月30日開催の定時株主総会において会計監査人の設置が承認可決されました。会計監査人には、これまでも財務諸表等の監査を実施して頂いており、監査役との適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

また、当社は内部監査室を設置し、内部監査室長との間で、監査実施状況に関して、日常的に協議・連携を行っております。

⑤社外監査役の選任状況 選任している

イ. 社外監査役の数 2名

ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 0名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※）													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
大野 良一	他の会社の出身者							△							
池田 智之	その他														○
池田 幸	他の会社の出身者	△													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
大野 良一		—	同氏は銀行業務を通じた財務知識、銀行関連会社の経営者として会社経営に関する幅広い経験・知識を有しております。
池田 智之		—	同氏は人事労務全般の実務経験を活かし、社会保険労務士として培われた専門的知見を有しております。
池田 幸		—	同氏は平成19年9月から平成25年1月まで当社に在籍しており、監査に必要な専門知識、経験を有しております。

(4) 独立役員関係

- ①独立役員の数 0名
②その他独立役員に関する事項 なし

(5) インセンティブ関係

- ①取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況：ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は業績達成条件付新株予約権制度を採用しています。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役会決議で新株予約権を発行する方法によるものであります。なお、業績達成条件付新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

- ②ストックオプションの付与対象者：社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員のうち、当社の経営上重要な地位にある者を、取締役会決議によりストックオプションの付与対象としています。

(6) 取締役報酬関係

- ①（個別の取締役報酬の）開示状況：個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、社外役員それぞれの総額の報酬額を開示しております。

- ②報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

取締役の報酬は、株主総会で報酬の総額を決定し、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として、取締役会でその配分を決定しております。

(7) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制

社外取締役（社外監査役）に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 企業統治の体制の内容

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、取締役、監査役会及び監査役を設置するとともに、業務執行の方針を協議する経営会議を設置しております。

なお、社外監査役による外部的見地からの監視のもと、取締役会及び経営会議により審議・意思決定が行われており、現状の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて適当なコーポレート・ガバナンス体制であると考えております。

また、意思決定に第三者の視点に加え、経営の透明性・客観性を確保するために、平成 25 年 8 月から社外取締役を招聘しております。加えて平成 27 年 8 月より監査役会を設置いたしました。

①取締役会

当社の取締役会は、取締役 6 名で構成しており、毎月 1 回定期に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、経営の基本方針、法令、取締役会規程で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

②監査役会

当社は、社外監査役 2 名（うち 1 名は常勤）、監査役 1 名による監査役会を設置しております。

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席、会社の業務及び財産の状況調査並びに各取締役との積極的な意見交換を通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

③経営会議

経営会議は、代表取締役社長を含む全取締役及び部門長で構成されており、毎月 1 回定期に開催しております。

経営会議では、取締役会に付議する事項の審議、業務執行にかかる方針及び計画の策定並びに執行状況の確認等を行っております。

④内部監査

内部監査は、会社の組織、制度及び業務が経営方針並びに社内規程等に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正及び誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全並びに業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的として、内部監査室長が、内部監査規程に基づき、全部門を対象として計画的に実施いたします。

(2) 内部監査及び監査役監査

内部監査室長と監査役は、随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。また、内部監査室長と監査役は、会計監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実行性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正の確保に努めております。

(3) 会計監査に関する状況

会計監査については、如水監査法人与監査契約を締結しております。

当社の第 41 期における監査業務を執行した公認会計士は、廣島 武文氏、児玉 邦康氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数については 7 年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士 3 名その他 1 名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

当社と会計監査人である如水監査法人は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会及び経営会議により迅速な経営判断や意思決定を実現できるように配慮する一方、社外取締役及び社外監査役による外部的見地からの監視により、十分な監督機能を保持しており、現状の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて最適であると考え、採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

当社の決算月は 5 月であり、定時株主総会の開催は集中日と異なる日となっております。

■ 2. IR に関する活動状況

IR 資料のホームページ掲載：当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報のほか、決算説明会資料及び業績・財務情報等についても掲載しております。

IR に関する部署（担当者）の設置：管理部にて対応しております。

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーに対し、会社の状況を適時に開示することは上場企業としての責務であると認識しております。

よって今後は、決算説明会の開催や当社 Web サイト上の IR 情報ページにてステークホルダーとのコミュニケーションを強化していきたいと考えております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文

書により、秘密保持に万全を期すとともに、検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスクを適正に管理し、また、顕在化したリスクに速やかに対処するとともに、損失を最小限にとどめるために、危機管理規程を定めるものとする。

②リスク管理体制は、継続的に改善活動を行うとともに、内部監査において、その運用状況及び有効性を監査し、必要に応じて是正を講ずるものとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、毎月1回定期に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。

②取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役会に報告するものとする。

③「職務権限規程」、「業務分掌規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人が遵守すべき行動規範、社内規程等を定め、法令及び定款等への適合体制を確立する。

②職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体等により決定するものとする。

③内部監査において、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行い、必要に応じて是正を講ずるものとする。

④コンプライアンスに関する社内通報制度として、管理部に相談窓口を設けるものとする。

⑤反社会的勢力には、組織的に毅然とした態度で対応する。また、必要に応じて警察等関係機関や顧問弁護士等と連携するものとする。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を置くことができるものとする。

(6) (5) の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①代表取締役社長は、監査役と毎月1回定期に意見交換を行うものとする。

②取締役及び使用人は、その職務執行において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、直接又は相談窓口を通じて、速やかに監査役に報告するものとする。また、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適時適切に行うものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役会その他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。

②監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査責任者及び会計監査人との連携体制の整備に協力するものとする。

■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力には、組織的に毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たないとともに、不当な要求には断固として応じません。また、必要に応じて警察等関係機関や弁護士等と連携して、対応します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、平素より外部機関との連携を強化して反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

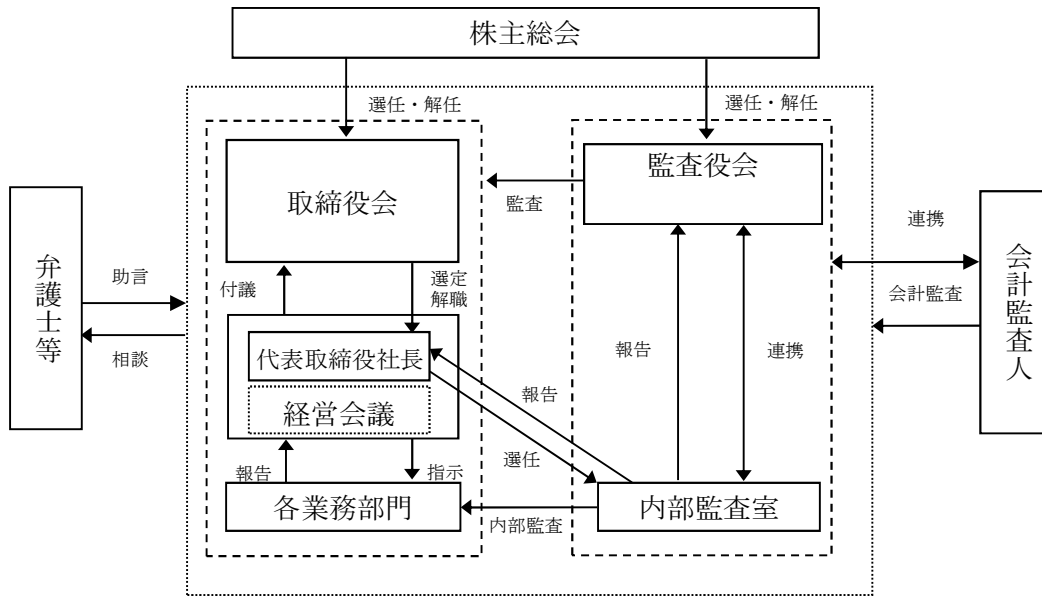
V. その他

■ 1. 買収防衛策の導入の有無 なし

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは、次のとおりです。

